

2026年度調剤報酬点数表

岡本薬局では以下の調剤報酬点数表に基づいて調剤しています。株式会社岡本薬局のみに対する点数は「本店」、岡本薬局みなみ店のみに対する点数は「みなみ店」と併記しています。

調剤基本料	調剤基本料1	[受付1回につき]	47点		
	・複数医療機関の同時受付2回目以降	2以上の医療機関からの処方箋を同時に受付けた場合の受付2回目以降	38点		
	・調剤物価対応料	[3ヵ月に1回] 処方箋を提出した患者に対して調剤した場合	1点 ※令和9年6月以降は2倍		
	・調剤ベースアップ評価料	[受付1回につき]	4点 ※令和9年6月以降は2倍		
	・地域支援・医薬品供給体制加算1「本店」	[受付1回につき]	27点		
	・地域支援・医薬品供給体制加算3「みなみ店」	[受付1回につき]	67点		
	・バイオ後続品調剤体制加算「みなみ店」	[受付1回につき] バイオ後続品（インスリンを除く）を調剤した場合	50点		
	・在宅薬学総合体制加算1「みなみ店」	[在宅訪問に係る指導料を算定している場合、受付1回につき]	30点		
	・分割調剤時の2回目以降の調剤基本料	(1) 長期保存困難の分割調剤の2回目以降 (2) 初めて後発医薬品調剤時の分割調剤の2回目 (3) 分割調剤 ※(1)(2)以外	[1分割調剤につき] [1分割調剤につき] (調剤基本料及びその加算、調剤料及びその加算、薬学管理料) それぞれの所定点数を分割回数で除した点数を1分割調剤につき算定	5点 5点	
	・電子的調剤情報連携体制整備加算「みなみ店」	[月1回まで]	8点		
薬剤調製料	内服薬	濃煎薬および湯薬を除く	[1剤につき、3剤分まで]	24点	
	内服用滴剤		[1調剤につき]	10点	
	屯服薬		[剤数にかかわらず]	21点	
	濃煎薬		[1調剤につき、3調剤まで]	190点	
	湯薬	(1) 1～7日分	[1調剤につき、3調剤まで]	190点	
		(2) 8～28日分	[1調剤につき、3調剤まで1日につき] ※(1)に加算	190点+10点/日	
	注射薬		[1調剤につき、3調剤まで]	400点	
	外用薬		[調剤数にかかわらず]	26点	
	麻薬加算 [1調剤につき]			10点	
	向精神薬・覚醒剤原料・毒薬加算 [1調剤につき]			70点	
	時間外加算：終日休業日および概ねAM8時前およびPM7時以降閉店時	基礎額：調剤基本料、調剤料、無害製剤処理加算、在宅患者調剤加算の合計額 ※かかりつけ薬剤師包括管理料を算定する場合は、かかりつけ薬剤師包括管理料の所定点数を基礎額とする		8点	
	休日加算：日曜日、国民の休日、12/29～1/3			100%加算	
	深夜加算：PM10時～AM6時			140%加算	
	夜間・休日等加算：開局時間から連続して開局している場合でPM7時（土曜日においてPM1時）からAM8時までの間処方箋受付1回につき			200%加算	
	自家製剤加算（内服薬）【錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤】 [投与日数が7又はその端数を増すことに]			40点	
	自家製剤加算（屯服薬）【錠剤、丸剤、カプセル剤、散剤、顆粒剤、エキス剤】 [1調剤につき]			20点	
	自家製剤加算（内服薬、屯服薬）【液剤】 [1調剤につき]			90点	
	自家製剤加算（外用薬）【錠剤、トローチ剤、軟・硬膏剤、パップ剤、リニメント剤、坐剤】 [1調剤につき]			45点	
	自家製剤加算（外用薬）【点眼剤、点鼻・点耳剤、洗眼剤】 [1調剤につき]			90点	
	自家製剤加算（外用薬）【液剤】 [1調剤につき]			75点	
	自家製剤加算（予製剤および錠剤半錠の場合）			45点	
	計量混合調剤加算【液剤】 [1調剤につき]			20%	
	計量混合調剤加算【散剤、顆粒剤】 [1調剤につき]			35点	
	計量混合調剤加算【軟・硬膏剤】 [1調剤につき]			45点	
	計量混合調剤加算【予製剤】			80点	
計量混合調剤加算【予製剤】			20%		
調剤管理料	内服薬	27日分以下	[1剤につき、3剤まで]	10点	
	除外：内服用滴剤、濃煎剤、湯剤、屯服薬	28日分以上	[1剤につき、3剤まで]	60点	
	上記以外		[受付1回につき]	10点	
	調剤時残薬調整加算 [受付1回につき]	残薬調整のために、疑義照会して7日以上処方日数の変更を行った場合 イ)在宅患者へ処方箋が発行される前に医師へ提案して反映した場合 ロ)在宅患者へ処方日数の変更を行った場合（イ以外） ハ)かかりつけ薬剤師が対応した場合（イ・ロ以外） ニ)それ以外		50点 50点 50点 30点	
	薬学的有害事象等防止加算 [受付1回につき]	電子処方箋管理サービスの重複チェック機能等に基づき、疑義照会し、処方変更が行われた場合（残薬に係るものを除く） イ)在宅患者へ処方箋が発行される前に医師へ提案して反映した場合 ロ)在宅患者へ処方日数の変更を行った場合（イ以外） ハ)かかりつけ薬剤師が対応した場合（イ・ロ以外） ニ)それ以外		50点 50点 50点 30点	
	服薬管理指導料等	服薬管理指導料 ①3ヵ月以内の再調剤で手帳持参あり イ)かかりつけ薬剤師が行った場合	[受付1回につき]薬剤情報提供・服薬指導		45点
		かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	前回調剤時に以下のいずれかを算定した患者に対して、電話等で個別に指導した場合 ※3ヵ月に1回まで (外来服薬支援料1、服用薬剤調整支援料1・2、調剤時残薬調整加算、薬学的有害事象等防止加算)		50点
		かかりつけ薬剤師訪問加算 ロ)かかりつけ薬剤師以外が行った場合	患者に訪問して、残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合 ※6ヵ月に1回まで		230点 45点
		②それ以外 イ)かかりつけ薬剤師が行った場合			59点
		かかりつけ薬剤師フォローアップ加算	前回調剤時に以下のいずれかを算定した患者に対して、電話等で個別に指導した場合 ※3ヵ月に1回まで (外来服薬支援料1、服用薬剤調整支援料1・2、調剤時残薬調整加算、薬学的有害事象等防止加算)		50点
かかりつけ薬剤師訪問加算 ロ)かかりつけ薬剤師以外が行った場合		患者に訪問して、残薬の整理、服用薬の管理方法の指導等を行い、その結果を保険医療機関に情報提供した場合 ※6ヵ月に1回まで		230点 59点	
③特別養護老人ホーム入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合も含む。月4回まで イ)3ヵ月以内の再調剤（手帳による情報提供あり） ロ)在宅患者に行った場合 ハ)在宅患者のうち、患者の急変に伴い行った場合 ニ)それ以外		45点 45点 59点 59点 59点	
④情報通信機器を使用（オンライン）		麻薬の服薬状況等を確認し、必要な薬学的管理および指導		22点	
・麻薬管理指導加算 [受付1回につき]				10点	
・特定薬剤管理指導加算1 [受付1回につき]		特に安全管理が必要な医薬品（ハイリスク薬）に関する指導	イ：初めて処方時 ロ：指導の必要時	5点	
・特定薬剤管理指導加算2 [月1回まで]		抗悪性腫瘍剤（注射薬）かつ悪性腫瘍の治療に係る調剤		100点	
・特定薬剤管理指導加算3 [対象医薬品の初回処方時]		イ：PMPに基づく指導 ロ：調剤前に医薬品（選定療費、供給不安定薬、バイオ後続品）の選択に係る説明・指導		5点 10点	
・乳幼児服薬指導加算 [受付1回につき]		乳幼児（6歳未満）への服薬指導、かつ指導内容を手帳に記載		12点	
・小児特定加算 [受付1回につき]		医療的ケア児（18歳未満）に対し、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理および指導を行い、内容を手帳に記入		350点	
・吸入薬指導加算 [6月に1回]		喘息又はCOPD又はインフルエンザの患者に対し、文書や録音録画を用いた指導を行い、医療機関に文書で情報提供		30点	
・外来服薬支援料1 [月1回]	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得、一包化等の服薬管理支援		185点		
・外来服薬支援料2	処方医に服薬管理の支援の必要性の了解を得た上で、一包化および服薬管理指導を行い、かつ服薬管理の支援を行った場合	42日分以下（7日分毎） 43日分以上	34点 240点		
・施設連携加算 [月1回]	入所中の患者を訪問し施設職員と協働した服薬管理		50点		
・服用薬剤調整支援料1 [月1回]	処方医に薬剤師から文書を用いて提案し、内服薬6種類以上が2種類以上減少		125点		
・服用薬剤調整支援料2 [6月に1回、かかりつけ薬剤師一人につき月4回まで]（令和9年6月1日から適用）	かかりつけ薬剤師（別途研修必要）が文書で薬剤調整に係る提案をした場合		100点		
・調剤後薬剤管理指導加算 [月1回]「みなみ店」	新たに糖尿病薬が処方または変更時に指導等を行い、医療機関に文書等で情報提供 慢性心不全で作用機序が異なる複数治療薬の指導等を行い、医療機関に文書等で情報提供		60点 60点		
在宅関連	在宅患者訪問薬剤管理指導料（月4回または月8回）	1 単一建物患者1人 2 単一建物患者2～9人 3 それ以外の場合		650点 320点 290点	
	・在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料 [合わせて月4回または8回]	計画的な訪問薬剤管理指導に係る疾患の急変時等に医師の求めにより、緊急に患者を訪問 上記以外		500点 200点	
	夜間訪問加算			400点	
	休日訪問加算	末期悪性腫瘍、麻薬注射剤使用患者に対し保険医の求めにより、緊急時に患者を訪問		600点	
	深夜訪問加算			1000点	
	・在宅患者緊急時等共同指導料 [月2回限り]	急変等に医療従事者（医師、歯科医師等）と共同でカンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合		700点	
	【在宅患者訪問薬剤管理指導料、在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料の加算および在宅患者緊急時共同指導料の加算】				
	・麻薬管理指導加算 [1回につき]			100点	
	・乳幼児加算 [受付1回につき]	乳幼児（6歳未満）への薬学的管理および指導		100点	
	・小児特定加算 [受付1回につき]	医療的ケア児（18歳未満）に対する、患者の状態に合わせた必要な薬学的管理および指導		450点	
・訪問薬剤管理医師同行時指導料	単一建物1人の在宅患者で、訪問診療を実施している医師と同時に訪問行動面での運動興奮等がみられる状態にある単一建物1人の在宅患者への対応に複数名で対応した場合（医師が必要を認め、患者またはその家族の同意ありの場合）		150点 300点		
その他	退院時共同指導料 [入院中1回または2回]	患者の入院医療機関の医師・看護士等と共同で、退院時に必要な説明および指導を行い、文書で患者に情報提供		600点	
	服薬情報提供料1 [月1回]	医療機関からの求めがあった場合の文書による情報提供		30点	
	服薬情報提供料2 [月1回]	イ：処方医療機関に必要な情報を文書により提供 ロ：リフィル処方箋に基づく調剤後、処方医に必要な情報を文書により提供 ハ：介護支援専門員に必要な情報を文書により提供		20点 20点 20点	
	服薬情報提供料3 [3ヵ月に1回]	入院予定の患者について、医療機関の求めに応じて持参薬整理と文書による情報提供		50点	
	経管投薬支援料 [初回に限り]	経管投薬が行われている患者が腸易激腸法を開始する場合に医師の求めに応じた支援		100点	
在宅移行時初期管理料 [訪問点数等の初回算定月1回限り]	在宅移行時に認知症、乳幼児・末期がんなど重点的支援が必要な単一建物1人患者の場合		230点		
介護報酬	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導（月4回または月8回）	医師の指示に基づき患者を訪問し管理・指導 1 単一建物1人 2 単一建物2～9人 3 単一建物10人以上		518単位 379単位 342単位	
	麻薬管理指導加算	麻薬の服薬状況や副作用等を確認し、必要な薬学的管理および指導		100単位	
	情報通信機器を用いて行う場合	居宅療養管理指導1～3と合わせて月4回または8回まで		46点	
				(1点または1単位10円にて、計算します。)	